

2011年11月30日

## その他の論点に関する検討について（前回委員会（11/30）資料）

前回の検証スキーム検討委員会（2011年6月9日）において、昨年度取りまとめた「次年度の検証スキームに対する提言」中で検討すべきとされた論点の内、「システム認証実証実験」、「検証機関による個別検証実証実験」、「ルール検討委員会で検討すべきとされた論点」以外のものについて、本委員会の議論において結論を得る必要があるといたしました。

現在、以下の4つの論点について、2つのWGにおいても検討を行っており、今後事業者や実証実験にご協力頂いている外部専門家及び検証機関へのヒアリング等で整理した後、本委員会において審議させていただきます。本日は、その一部についてこれまで検討した内容と今後の方向性を報告いたします。

## （1）将来望まれる検証体制（必要な機関と役割・権限）

システム認証実証実験、検証機関による個別検証実証実験において、それぞれの「手法」の有効性は議論されることとなる。しかしながら、制度全体としてどのような体制を構築することが望ましいのかという、大局的な視点での体制論は十分に議論されていない。

## 【昨年度の議論】

- ・ 制度の初期・普及期によって、プログラムホルダーによる検証と、検証機関等による検証の割合は以下のように変遷するものと考えられる。
  - 制度運用初期：プログラムホルダーより派遣される検証員を中心に一部検証機関による検証も試験的に実施
  - 制度普及期：プログラムホルダーより派遣される検証員と、認定された複数の検証機関による検証へ移行
- ・ 検証の責任については、昨年度の検討の中で事業者、検証員、プログラムホルダーの責任範囲を示したところ

## 【課題】

- ・ 一方、検証員、検証機関及びプログラムホルダー以外の必要な機関の抽出や、信頼性の高い制度とするために各機関に与えられるべき役割・権限については、議論が残されている。本年度の目標として、必要と考えられる機関及び各機関が有するべき役割・権限の整理を行う。

#### 【検討内容】

- ・ WG においては、「検証員の資格制度や研修」及び「検証機関の能力管理」の実施について、将来的に整備する必要があると示唆された。これらはプログラムホルダーが実施主体となっても良いし、それ以外の第三者機関が実施主体となっても良いが、その必要性は制度の普及によって変化するものと思われる。従って、民間での制度開始初期の段階より、制度運用で必要となる役割・権限とその実施主体について、将来の制度も考慮した検討が必要である。
- ・ 検証に対する責任については、検証に求められる目的によって変化するのが大前提である。昨年度の提言を踏まえ、数値に求められる信頼性や検証コストとの関係性を含めて WG にて検討を行った結果、「数値の正確性について保証をしない」タイプの検証であれば、数値に責任を持つのは事業者であり、検証主体は定められた検証手順に則った検証の実施について責任を有すると整理するのが望ましいと考えられる。
- ・ 【システム認証は実証実験中であるため、役割・権限及びその責任については、実証実験の結果をもって整理する。】

## (2) 検証員・検証機関の能力向上に資する施策・措置

#### 【昨年度の議論】

- ・ 検証員・検証機関の差による検証結果の差が出ないようにすることは制度の信頼性を保つために必要である。本制度試行事業では、昨年度に個品検証ガイドラインを作成したが、更なる検証員・検証機関の能力向上のための施策が必要ではないか。
- ・ そのためには、プログラムホルダーが講ずるべき事項として、「最低限必要となる力量（GHG の知見、LCA に関する知見）の担保方法（試験・研修など）」、「検証時の指摘事項を統一するための措置（検証員間の意見交換など）」があげられる。

#### 【課題】

- ・ 本年度の検討課題として、プログラムホルダーが講ずるべき施策・措置の内容と中長期的にプログラムホルダーが検討すべき事項を整理してはどうか。
- ・ 例えば、検証員・検証機関の力量として、検証対象となる製品の生産工程などに関する相当の知識を有することが望ましいと考えられるが、民間での制度開始初期では検証員・検証機関の数が限定されるため、必要性について認識をしつつ、普及期に向けた課題として継続的に検討する、などとしてはどうか。

#### 【検討の方向性】

- ・ 既存制度における要員能力向上の施策・措置（試験・研修方法、資格付与の方法、要

員の力量維持など)とその事由・課題などを整理し、これに基づいてカーボンフットプリントに適した方法を検討する。

(整理する既存制度)

TypeⅢ環境ラベル：エコリーフ、EPD（スウェーデン）

資格制度：国家資格、CEAR/JRCA など

- ・ 施策・措置は制度の規模によって対応範囲が異なる可能性があるため、短期的な方法、中長期的な方法なども必要に応じて検討する。

#### 【検討内容】

- ・ 検証機関による個品別検証に関する実証実験 とりまとめ（案）4. (4)①「検証の底上げ」で下記の通り整理を行った。研修期間の日数や実務経験の件数については、制度が検証に求める役割に応じて、最終的にはプログラムホルダーが決定することが望ましい。

検証員毎に検証内容や手順に差がでる点は、実証実験のみならず、本制度開始当初からの課題であった。そのため、検証の底上げを図る目的で、検証ガイドラインを作成し周知徹底するなどの対策を行ってきたところである。このことにより、検証の考え方（エビデンス確認の程度、手順等）を画一化し、効率的な検証サービスを提供できるようになってきたと考えられる。

しかし、より一層の検証サービスの底上げを図るためには、検証員の資格制度や研修等の教育を充実化し、一定以上の力量を有する検証員に検証を実施させることが重要である。例えば、以下のような研修を導入してはどうか。

<具体的な研修の内容>

- ・ 研修日数及び内容の拡充

本年度は1日であったが、これを2～3日程度にし、模擬検証の時間を多く取ると同時に、模擬検証結果へのフィードバックを行う。

- ・ 実務経験と検証員資格のレベル分け

検証機関WGの実証実験と同様、主検証員の資格を付与する前に、オブザーバ〇件、副検証員〇件の実務経験を必須とする。また、検証員は、主検証員と副検証員の2レベルとする。

### (3) 検証にかかる標準工数の精査

#### 【昨年度の議論】

- ・ 第三者検証を実施する場合の費用については、持続的なプログラムを構築する上で必ず検討されなければならない。
- ・ そのため、プログラムホルダー、認定機関、検証機関、検証員などのコストを整理し、制度運営者、検証主体及び算定する事業者にとって適切と考えられる費用について、引き続き検討する必要がある。

#### 【課題】

- ・ 本年度は、制度自立時に費用を検討するにあたり必要となる作業工数について、各方式で検討を行う。

#### 【検討の方向性】

- ・ 個別検証、システム認証、検証機関による個別検証のそれぞれについて、検証及び審査にかかった工数を測定し、その測定結果を分析することで、標準工数を検討する。

#### 【検討内容】

< 個別検証（外部専門家及び検証機関） >

- ・ 検証機関による個別検証に関する実証実験 とりまとめ（案）3. (3)「検証にかかる工数の整理」を参照
- ・ 案件ごとに工数を集計すると、事前の文書確認に1～4人日、事前検証（対面検証）に0.5～1人日、レビュープロセスや報告書作成等の検証パネルまでの対応に0.5～9人日、検証パネル後の修正対応は0.5人日未満という結果であり、合計では2～11.5人日程度（平均6人日程度）となった。
- ・ 事前の文書確認と事前検証後の検証パネルまでの対応で、工数に幅があるのは、検証機関による違いが大きい。（同じ検証機関では、案件ごとに大きな違いは無かった。）
- ・ なお、検証機関が検証を開始（事務局より事業者の検証申請書を受領）してから、事業者がラベルの使用許諾が得られるまでの平均期間は約37日（26営業日）であった。
- ・ ただし、対象とする製品やPCR、事業者の経験などによって、検証にかかる工数には差が生じている。特に事業者の経験については、定量的な評価は出来ていないが、経験の浅い事業者と経験豊富な事業者では、経験の浅い事業者の方が工数が増える傾向にあるため、工数の設定においては、事業者の検証経験が加味されることが重要であろう。

<システム認証>

- ・【システム認証は実証実験中であるため、工数については、実証実験の結果をもって整理する。】

(4) 許諾された表示内容の適切な使用に関する調査

【昨年度の議論】

- ・ サーベイランスは重要であり、市場販売品やカタログ記載の情報については、プログラムホルダーが、随時抜き取り検査などにより、検証で許可された表示内容との整合をチェックすることが必要である。

【課題】

- ・ 事業者からの実商品提供(販売開始時、終売時など)の義務付けについての検討など、プログラムホルダーの運用ルールとして検討してはどうか。

【検討の方向性】

- ・ 既存制度におけるサーベイランスの方法・内容などを整理し、これに基づいてカーボンフットプリント制度に適したサーベイランス方法の案を作成する。

(整理する既存制度)

TypeⅢ環境ラベル：エコリーフ、EPD（スウェーデン）

その他の第三者認証を伴う環境ラベル：エコマーク、省エネラベル  
など

- ・ 制度の規模によって必要な手法が異なる可能性があるため、短期的な方法、中長期的な方法なども場合によって検討する。

【検討内容】

- ・ 本年度の試行事業における検証パネルにおいても、昨年度ほどではないが、表記に関する誤りは、引続き散見される。
- ・ 現時点では、制度の習熟まで、検証パネルによる審議及び事務局チェックをもって表記に関する誤りをなくすことが必要と考えられる。
- ・ 市場における不正使用の発生防止に関しては、任意抽出による商品現物確認による方法が考えられる。但し、普及初期における制度運用コストを考慮して検討する必要がある。
- ・ 【市場における不正使用の発生防止については、他制度の状況などを整理した上で、次回委員会に検討結果を示す。】

以上